

令和7年度高知県ふぐ処理師試験要綱

1 試験の期日

令和7年10月20日（月）及び21日（火）の2日間

2 試験の場所

(1) 令和7年10月20日（1日目）

高知市丸ノ内2-4-1 高知県保健衛生総合庁舎

(2) 令和7年10月21日（2日目）

高知市南久万58-1 RKC調理製菓専門学校

3 試験科目及び日時

(1) 筆記試験 令和7年10月20日午前10時から

「食品衛生学」「ふぐの知識」「衛生関係法規」

(2) 鑑別試験 令和7年10月20日午前11時30分から

「ふぐの種類及び部位の鑑別」

(3) 実技試験 令和7年10月21日午前10時から

「ふぐの処理の実技」

4 受験の手続

県所定の様式による受験願書1通に写真（申込み前3月以内に、無帽で正面向きの上半身が無背景で撮影した名刺型のもので、裏面に氏名及び撮影年月を記載したもの）1枚を添えて提出すること。

5 受験手数料

5,280円（高知県収入証紙を受験願書に貼り付けて納入すること。）

なお、実技試験で使用するふぐの費用は、試験当日に別途徴収する。

6 受験願書の受付期間

令和7年9月8日（月）から同月16日（火）までの執務時間内（郵送の場合は、令和7年9月16日付けの消印のあるものまで受け付ける。）

7 受験願書の提出先

(1) 県内居住者は、住所地又は営業所を所管する福祉保健所（当該住所地又は営業所が高知市である場合は、高知市保健所）

(2) 県外居住者は、高知県健康政策部薬務衛生課（高知市丸ノ内1丁目2番20号）

8 合格者の発表

令和7年11月4日（火）午前10時に高知県庁本庁舎1階の掲示板に合格者の受験番号を掲示するとともに、受験者には、合否を通知する。

また、高知県健康政策部薬務衛生課のホームページにおいて、合格者の受験番号を公表する。

9 得点の開示

高知県個人情報保護に関する法律施行細則（令和5年高知県規則第18号）第27条の規定に基づき、得点の開示を希望する受験希望者本人に限り、口頭による開示の求めを行うことができる。

得点の開示を希望する受験者は、高知県庁本庁舎4階の薬務衛生課において、合格発表の日から1月間（令和7年11月5日から12月4日まで）、口頭による開示の求めを行うことができる。

10 その他の注意事項

（1） 受験願書を郵送する場合は、封筒の表面に「受験願書在中」と朱書し、書留郵便とすること。

（2） 受験者は、試験当日、受験票及び受験票に指示しているものを持参するほか、試験当日の詳細については、受験票で確認すること。

11 問い合わせ先

高知県健康政策部薬務衛生課（電話088-823-9672）又は最寄りの福祉保健所まで。